

第7回標茶町農業委員会総会会議録

開催年月日 令和 2年12月25日(金曜日)

開催場所 標茶町役場議場

○議事日程

- | | | |
|-----|--|----|
| 第 1 | 会議録署名委員の指名について | |
| 第 2 | 会期決定について | |
| 第 3 | 会務報告 | |
| 第 4 | 報告第 12号 農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について | 2件 |
| 第 5 | 報告第 13号 農用地譲渡申出に係るあっせん結果について | 1件 |
| 第 6 | 報告第 14号 認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について | 1件 |
| 第 7 | 議案第 36号 農用地の賃貸借に係る合意解約について | 5件 |
| 第 8 | 議案第 37号 現況証明願について | 1件 |
| 第 9 | 議案第 38号 農業振興地域整備計画の変更について | 1件 |
| 第10 | 議案第 39号 農地法第3条の規定による許可申請について | 3件 |
| 第11 | 議案第 40号 農用地利用集積計画の作成の要請について | 8件 |

○出席委員(15名)

1番 佐藤 松喜 君	3番 高橋 政寿 君	4番 笛木 眞一 君
5番 嶋中 勝 君	6番 津野 斉 君	7番 佐瀬日出夫 君
8番 熊谷 英二 君	9番 澁谷 洋 君	10番 渡邊 裕義 君
11番 高松 俊男 君	12番 甲斐やす子 君	13番 平山 正志 君
14番 小野寺典男 君	15番 森田 享子 君	16番 佐藤 徳市 君

○議事参与の制限を受けた委員(2名)

■番 ■ 君 ■番 ■ 君

○欠席委員(1名)

2番 舟山 珠代 君

○その他出席者

事務局長 相撲 浩信 君	振興係長 不藤さとみ 君
農地係長 小幡 裕也 君	主 事 大河原 広 君

(会長 佐藤徳市君、議長席に着く。)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 只今から第7回標茶町農業委員会総会を開会致します。

只今の出席委員は15名、欠席1名であります。

よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定による定足数に達しておりますので、本総会は成立致しました。

(午前10時00分開会)

◎開会の宣告

○会長(佐藤徳市君) 直ちに会議を開きます。

◎会議録署名委員の指名

○会長(佐藤徳市君) 日程第1。会議録署名委員の指名を行います。

会議録署名委員は、会議規則第82条の規定により、

11番・高松君 12番・甲斐君

を指名致します。

◎会期の決定について

○会長(佐藤徳市君) 日程第2。会期決定を議題と致します。

第7回標茶町農業委員会総会の会期は本日1日限りと致したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、本総会の会期は本日1日と決定致しました。

◎会務報告

○会長(佐藤徳市君) 日程第3。会務報告を行います。

会務報告は印刷配布のとおりであります。

◎報告第12号

○会長(佐藤徳市君) 日程第4。報告第12号、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、内容2件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長(小幡裕也君) はい。

報告第12号について説明させていただきます。

農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員の指名について、農用地利用関係調整・あっせん申出に係るあっせん委員を次のとおり指名したので報告するものであります。

指名したあっせん委員は、別紙のとおり2件となっております。

番号1。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、21.7ha。

指名年月日、令和2年11月30日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員は、澁谷委員、舟山委員、熊谷委員、高松委員。

続きまして番号2。

あっせん申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

申出面積、34.8ha。

指名年月日、令和2年12月1日。

申出の種類、売買。

指名あっせん委員は、笛木委員、嶋中委員、熊谷委員、平山委員。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、番号1から番号2まで内容2件について事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第12号、内容2件は報告のとおり承認されました。

◎報告第13号

○会長（佐藤徳市君） 日程第5。報告第13号、農用地譲渡申出に係るあっせん結果について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第13号について説明させていただきます。

農用地譲渡申出に係るあっせん結果について次のとおり報告するものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

あっせん譲渡申出者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

あっせん委員長、高橋委員。

あっせん委員、澁谷委員、高松委員、平間委員。

報告年月日は、令和2年5月8日。

譲受人、地番、価格等については下記のとおりとなっております。

土地の所在、字ヌマオロ原野基線104-9。

現況地目、採放地。

面積、11,629㎡外5筆、合計面積は277,364㎡。

価格、2,762,000円。

譲受人氏名、XXXXXXXXXXさん。

予定資金関係は、資金借入となっております。

番号1につきましては、あっせん委員長であります高橋委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・高橋君。

○3番（高橋政寿君） 3番・高橋です。

報告第13号、番号1について報告致します。

令和2年4月16日に、あっせん委員の指名があり、令和2年4月30日に現地調査を行い、価格を決定しました。

あっせん委員長に互選された私より、XXXXXXXXXXさんに価格を提示したところ、譲渡の承諾を得ましたので、令和2年5月8日に、役場大会議室において第2回あっせん委員会を開催し、買受希望者はXXXXXXXXXXさんに決定致しました。

内容につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びににあっせんにあたられました、3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第13号、内容1件は報告のとおり承認されました。

◎報告第14号

○会長（佐藤徳市君） 日程第6。報告第14号、認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

報告第14号について説明させていただきます。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出について、電気通信事業法（昭和59年12月25日法律第86号）に基づく電気通信事業（自動車電話、携帯電話）の用に供する、第一種指定電気通信設備（通信用アンテナ）の設置に伴う農地転用に関する届出があったので報告するものであります。

認定電気通信事業の用に供する中継施設の設置に伴う農地転用に関する届出は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

所有者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。
転用者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の所在、字オソツベツ492-1の内。

地目、登記簿、畑。

現況、畑。

面積、25㎡。

農地区分は、農振農用地区域内農地。

土地利用計画は、農振農用地区域。

契約内容は、賃貸借。

転用目的は、通信用アンテナの設置。

転用計画内容は、期間永久となっております。

なお、番号1につきましては、現地調査していただいた嶋中委員より、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

報告第14号、番号1について報告致します。

12月16日に熊谷委員、渡邊委員、森田委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行ってまいりました。

申請地は参考資料1ページから9ページに記載されていますのでご覧下さい。

申請者は、XXXXXXXXXXさんで、貸主のXXXXXXXXXXさんの土地に、電気通信基地局設備の設置を目的とするものです。

なお、本案件は転用許可が不要な案件となっております。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあられました、15番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺典男様） あの確認しておきたいんだけど。

通信アンテナの期間は永久ということなんだけど、契約内容とかはないのでわかりませんが、これ期間永久となっていて、この土地を誰かに譲渡した時に、その場合に永久になってたら。区切られてるならまだしも、永久という事の中かで土地の譲渡があった時、どういう事になるんでしょうか。

○会長（佐藤徳市君） 農地係長・小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

契約内容が今手元がないので、基本は土地所有者が移れば、また新たにその方と契約をし直して、

使用料なりの手続きを組みなおす事になります。

この転用というのは、土地に対しての転用でありまして、契約内容が永久ではございません。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺典男君） 永久というのはさ、土地転用契約内容で永久となっているんですよ。
土地は永久に賃貸すると。

○会長（佐藤徳市君） 農地係長・小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） 転用が永久です。

所有者が変われば賃貸が変わります。

○会長（佐藤徳市君） 14番・小野寺君。

○14番（小野寺典男君） そういう事ですね。
わかりました。

○会長（佐藤徳市君） それでは、他にご質疑ございませんか。
（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

報告のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、報告のとおり承認されました。

以上をもって、報告第14号内容1件については報告のとおり承認されました。

◎議案第36号

○会長（佐藤徳市君） 日程第7。議案第36号、農用地の賃貸借に係る合意解約について、内容5件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

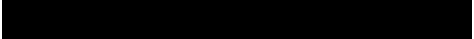
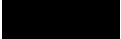
○振興係長（不藤さとみ君） はい。

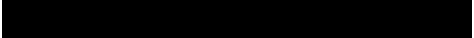
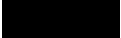
議案第36号について説明させていただきます。

農用地の賃貸借に係る合意解約について、農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知があった下記の件について、議決を求めるものであります。

合意解約の通知があった土地の表示は、別紙のとおり5件であります。

番号1。

賃貸人、、さん。

賃借人、、さん。

土地の表示、字塘路原野162-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、94,598㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成31年4月26日。

契約期間、平成31年4月26日から令和11年4月25日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、令和2年12月7日。

土地の引渡し時期は、令和2年12月24日となっております。

なお、番号1につきましては、津野委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 6番・津野君。

○6番（津野 斉君） 6番・津野です。

議案第36号、番号1について報告致します。

12月18日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人の■■■■さんと賃借人の■■■■さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については、原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

なお、■■■番・■■■君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（■■■■君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号2。

賃貸人、■■■■、■■■■さん。

賃借人、■■■■、■■■■さん。

土地の表示、字虹別原野268。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,972㎡外17筆、合計面積428,080㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和2年6月30日。

契約期間、令和2年6月30日から令和12年6月29日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、令和2年11月5日。

土地の引渡し時期は、令和2年11月5日となっております。

なお、番号2につきましては、佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致し

ます。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第36号、番号2について説明させていただきます。

12月17日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、[]さんと賃借人、[]さんの、賃貸借の解約が合意された日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については、原案可決されました。

（[]君復席）

続いて番号3を議題と致します。

なお、[]番・[]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

（[]君退席）

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号3。

賃貸人、[]、[]さん。

賃借人、[]、[]さん。

土地の表示、字虹別原野77-1の内。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、24, 434㎡外3筆、合計面積96, 762㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、令和元年6月28日。

契約期間、令和元年6月28日から令和11年6月27日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日、令和2年11月30日。

土地の引渡し時期、令和2年11月30日となっております。

なお、番号3につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第36号、番号3について説明させていただきます。

12月17日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、XXXXXXXXXXさんと賃借人、XXXXXXXXXXさんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

休憩致します。

休憩 午前10時19分

再開 午前10時20分

○会長（佐藤徳市君） 休憩前に引続き会議を開きます。

他にご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については、原案可決されました。

（XXXXXXXXXX君復席）

お諮り致します。

番号4から番号5まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件について、一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号4。

賃貸人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

賃借人、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

土地の表示、字虹別原野457-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、43,100㎡。

設定内容、賃貸借。

契約年月日、平成27年7月31日。

契約期間、平成27年7月31日から令和7年7月30日まで。

賃貸借の解約が合意された年月日は、令和2年11月30日。

土地の引渡し時期、令和2年11月30日となっております。

なお、番号5につきまして、賃貸人、設定内容、賃貸借の解約が合意された年月日、土地の引渡し時期が番号4と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号5。

賃借人、[REDACTED]、[REDACTED]さん。

土地の表示、字虹別原野588-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、40,711㎡外1筆、合計面積89,095㎡。

契約年月日、平成24年6月4日。

契約期間、平成24年6月4日から令和4年6月3日までとなっております。

番号4、5につきましては、笛木委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第36号、番号4及び番号5について説明させていただきます。

12月17日に、現地を確認してまいりました。

本件につきましては、賃貸人の要望により、賃借人と合意解約するものです。

賃貸人、[REDACTED]さんと賃借人、[REDACTED]さん、[REDACTED]さんの、賃貸借の解約が合意された年月日は、土地の引渡し時期から6カ月以内に成立しているため、農地法第18条第1項第2号の要件を満たし、許可が不要であると判断を致しました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号4、番号5について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4から番号5まで内容2件については、原案可決されました。

以上をもって、議案36号、内容5件は原案可決されました。

◎議案第37号

○会長（佐藤徳市君） 日程第8。議案第37号、現況証明願について、内容1件を議題と致しま

す。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

議案第37号について説明させていただきます。

現況証明願について、北海道農地法関係事務処理要領に基づき願出のあった、下記の土地の現況証明願について議決を求めるものであります。

別紙のとおり1件となっております。

番号1。

土地の所在、字ヌマオロ原野39-4。

登記簿地目、牧場。

現況、農地、採草放牧地以外。

農地区分、一般民有地。

利用状況、原野。

面積32㎡外4筆、合計面積は9,617㎡。

所有者名、XXXXXXXXXXさん。

申請者名、XXXXXXXXXXさん。

調査委員、高橋委員、澁谷委員、高松委員、平間委員。

調査年月日、令和2年4月30日。

なお、番号1につきましては、高橋委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 3番・高橋君。

○3番（高橋政寿君） 3番・高橋です。

議案第37号、番号1について報告致します。

この件につきましては、あっせん案件で4月30日に、澁谷委員、高松委員、平間委員と事務局より小幡係長と大河原主事で現地調査をまいりました。

配布資料の10ページから11ページをご覧ください。

当該地の現況は、原野または雑種地となっており、農地、採草放牧地以外であることを確認してまいりました。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明並びに、現地調査にあたられました、3番・高橋君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第37号、内容1件は原案可決されました。

◎議案第38号

○会長（佐藤徳市君） 日程第9。議案第38号、農業振興地域整備計画の変更について、内容1件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君）はい。

議案第38号について説明させていただきます。

農業振興地域整備計画の変更について、農業振興地域の整備に関する法律施行規則第3条の2に基づき、標茶町長より意見を求められた下記の件について、意見を求めるものであります。

意見を求められた土地の表示は、別紙のとおり1件となっております。

番号1。

区分、除外。

地番、字オソツベツ492番地1。

現況地目、畑。

面積、7,696㎡の内25㎡。

事業計画の名称、通信用アンテナの設置。

事業主体、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXXさん。

事業開始、12月1日から。

事業の規模等は、コンクリート柱等1式。

土地所有者、XXXXXXXXXXさん。

事業の必要性、緊急性、通信用アンテナを設置するものであります。

土地選定の理由は、当該地は地理的に電波の伝搬に最適であり、周辺には農用地等以外の代替地も無く、周辺農用地等への影響も軽微なことからやむを得ず選定するものであります。

なお、調査結果につきましては、嶋中委員よりご報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 5番・嶋中君。

○5番（嶋中 勝君） 5番・嶋中。

議案第38号、番号1について報告を致します。

12月9日に事務局より調査の依頼があり、12月16日に熊谷委員、渡邊委員、森田委員と私、事務局より小幡係長、大河原主事で現地調査を行いました。

申請地は参考資料の1ページから9ページに記載されていますのでご覧下さい。

この案件は、XXXXXXXXXXさんが通信用アンテナの設置をするため、農振農用地区域内の農地を農地以外にすることを標茶町に申請し、その変更が妥当かどうかの意見を町より求められたものであります。

この除外を受けようとする土地については記載のとおりと確認をしております。

調査した結果、妥当と判断し問題ないと思われま。

当該地は周辺に代替地がなく、周辺農用地への影響も軽微なことから、やむを得ないものと判断致しました。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました5番・嶋中君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

以上をもって、議案第38号、内容1件は原案可決されました。

休憩致します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時30分

○会長(佐藤徳市君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第39号

○会長(佐藤徳市君) 日程第10。議案第39号、農地法第3条の規定による許可申請について内容3件を議題と致します。

番号1を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

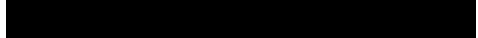
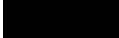
○農地係長(小幡裕也君) はい。

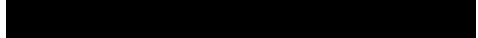
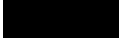
議案第39号について説明させていただきます。

農地法第3条の規定による許可申請について、農地法第3条の規定による農地等の権利移転(設定)の許可申請があった下記の件について、議決を求めるものであります。

許可を受けようとする土地の表示は、別紙のとおり3件となっております。

番号1。

譲渡人、、さん。

譲受人、、さん。

土地の所在、字塘路原野162-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、94,598㎡。

契約の種類、売買。

権利移転の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金で3,998,400円となっております。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

畑、採放地につきましては、譲受人が1,081,855㎡うち借入地433,303㎡。

経営の状況については、説明を省略させていただきます。

なお、番号1の調査結果につきましては、津野委員より報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 6番・津野君。

○6番（津野 齊君） 6番・津野です。

議案第39号、番号1について報告致します。

12月9日に事務局より調査依頼があり、12月18日に現地調査を行ってまいりました。

許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しました。

譲渡人の[]さんは相手方の要望により農地を譲渡し、譲受人の[]さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

[]さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響はなく、効率的に利用されることについても確認致しました。

また、[]さんの経営面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号1について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました6番・津野君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1については原案可決されました。

続いて番号2を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号2。

譲渡人、[]、[]さん。

譲受人、[]、[]さん。

土地の所在、字虹別原野23。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、49,034㎡外5筆、合計面積は126,436㎡。

契約の種類、売買。

権利移転の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金8,850,520円となっております。

世帯員又は構成員、譲受人6名。

畑、採放地につきましては、譲受人が1,212,727㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、番号2の調査結果につきましては、笛木委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第39号、番号2について報告致します。

12月10日に事務局より調査依頼があり、12月13日に現地調査を行ってまいりました。
許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しています。

譲渡人の■■■■さんは、相手方要望により農地を譲渡し、譲受人の■■■■さんは経営規模拡大のため今回の申請となりました。

■■■■さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響もなく、効率的に利用されることについても確認を致しました。

また、■■■■さんの経営面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号2について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号2については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

農地係長小幡君。

○農地係長（小幡裕也君） はい。

番号3。

譲渡人、■■■■、■■■■さん。

譲受人、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字上オソツベツ原野334。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、37,682㎡外4筆、合計面積は89,946㎡。

契約の種類、売買。

権利移転の理由、譲渡人、相手方要望、譲受人、経営規模拡大のため。

資金調達の方法及び価格は、自己資金3,597,840円。

世帯員又は構成員、譲受人4名。

畑、採放地につきましては、譲受人が251,928㎡うち借入地78,961㎡。

経営の状況については、省略させていただきます。

なお、調査結果につきましては、澁谷委員より報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 9番・澁谷君。

○9番（澁谷 洋君） 9番・澁谷です。

議案第39号、番号3について報告致します。

12月15日に事務局より調査依頼があり、12月18日に現地調査を行ってまいりました。
許可を受けようとする土地の表示及び状況は記載のとおり確認しています。

譲渡人の■■■■さんは、相手方要望により農地を譲渡し、譲受人■■■■さんは当該農地を取得し、新たに標茶で営農を開始するため今回の申請となりました。

■■■■さんが申請地を取得後、この農地すべてについて耕作を行い、農作業に常時従事し、周辺農地への影響もなく、効率的に利用されることについても確認を致しました。

また、■■■■さんの経営農地面積は申請地を含め、下限面積要件を満たしております。

これら調査の結果から、許可については問題ないと判断致します。

以上で報告を終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって番号3について事務局の説明、並びに現地調査にあたられました9番・澁谷君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

以上をもって、議案第39号、内容3件は原案可決されました。

◎議案第40号

○会長（佐藤徳市君） 日程第11。議案第40号、農用地利用集積計画の作成の要請について、内容8件を議題と致します。

お諮り致します。

番号1から番号2まで内容2件について、審議の都合上一括議題に供したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

議案第40号について説明させていただきます。

農用地利用集積計画の作成の要請について、下記の農用地利用集積計画は、農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定により、利用権設定等促進事業の実施が必要と認められるので、標茶町長に農用地利用集積計画の作成を要請することについて議決を求めるものであります。

作成を要請する農用地利用集積計画は、別紙のとおり8件であります。

番号1。

利用権の設定等を受ける者、■■■■、■■■■

■■■■さん。

利用権の設定等をする者、■■■■、■■■■さん。

土地の所在、字ヌマオロ原野38-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、61,738㎡外16筆、合計面積666,092㎡。

利用権設定等の種類は、所有権の移転。

利用権設定等の内容は、普通畑。

成立する法律関係は、売買。

所有権移転の時期、令和2年12月29日。

対価の支払期限、令和3年2月12日。

土地の引渡時期、対価の支払日。

価格、27,358,000円。

支払方法、指定口座振込みとなっております。

なお、番号2につきまして、利用権の設定等をする者、利用権設定等の種類、成立する法律関係、所有権移転の時期、土地の引渡時期、支払方法が番号1と同じですので説明を省略させていただきます。

番号2。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXさん。

土地の所在、字ヌマオロ原野基線104-9。

地目、登記簿、牧場。

現況、採放地。

面積、11,629㎡外5筆、合計面積277,364㎡。

利用権設定等の内容、普通畑及び採放地。

対価の支払期限、令和3年1月29日。

価格、2,762,000円となっております。

なお、番号1及び番号2につきましては、あっせん案件ですので、改めての現地調査は行っておりません。

以上です。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって、事務局の説明を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号1から番号2まで内容2件については原案可決されました。

続いて番号3を議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号3。

利用権の設定等を受ける者、XXXXXXXXXX、XXXXXXXXXX
XXXXXXさん。

利用権の設定等をする者、[redacted]、[redacted]さん。

土地の所在、字熊牛原野7線東8-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、48,619㎡外65筆、合計面積556,274㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年12月29日から令和7年12月28日まで。

土地の引渡時期、令和2年12月29日。

金額、年間1,668,822円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号3につきましては、渡邊委員に調査を依頼しておりますので、報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 10番・渡邊君。

○10番（渡邊裕義君） 10番・渡邊です。

議案第40号、番号3について報告致します。

12月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、12月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、新規の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[redacted]さんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主の[redacted]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断をいたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました10番・渡邊君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号3については原案可決されました。

続いて番号4を議題と致します。

なお、[redacted]番・[redacted]君は、農業委員会等に関する法律第31条の規定により除斥の対象になっておりますので、除斥を求めます。

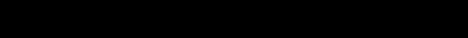
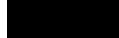
（[redacted]君退席）

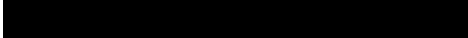
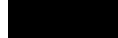
事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長（不藤さとみ君） はい。

番号4。

利用権の設定等を受ける者、、さん。

利用権の設定等をする者、、さん。

土地の所在、字虹別原野268。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、8,972㎡外17筆、合計面積423,417㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年12月29日から令和12年12月28日まで。

土地の引渡時期、令和2年12月29日。

金額、年間1,284,240円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

番号4については、佐藤松喜委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長（佐藤徳市君） 1番・佐藤松喜君。

○1番（佐藤松喜君） 1番・佐藤です。

議案第40号、番号4について報告致します。

12月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、12月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主のさんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主のさんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました1番・佐藤松喜君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

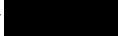
これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号4については原案可決されました。

（君復席）

お諮り致します。

番号5から番号7まで内容3件を、審議の都合上一括議題に供したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○会長(佐藤徳市君) ご異議ないものと認めます。

よって、番号5から番号7まで内容3件を一括議題と致します。

事務局より内容説明させます。

振興係長不藤君。

○振興係長(不藤さとみ君) はい。

番号5。

利用権の設定等を受ける者、

さん。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野384-1。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、51,479㎡外6筆、合計面積249,581㎡。

利用権設定等の種類、賃借権の設定。

利用権設定等の内容、普通畑。

成立する法律関係、賃貸借。

利用権の期間、令和2年12月29日から令和12年12月28日まで。

土地の引渡時期、令和2年12月29日。

金額、年間798,659円。

支払方法、毎年10月末日までに指定口座振込みとなっております。

なお、番号6、番号7につきまして、利用権の設定等を受ける者、利用権設定等の種類、利用権設定等の内容、成立する法律関係、利用権の期間、土地の引渡時期、支払方法が番号5と同じでありますので、説明を省略させていただきます。

番号6。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野60線155-2。

地目、登記簿、現況共に畑。

面積、38,490㎡外2筆、合計面積88,195㎡。

金額、年間282,224円。

番号7。

利用権の設定等をする者、

土地の所在、字虹別原野662-1。

地目、登記簿、牧場。

現況、畑。

面積、25,641㎡外3筆、合計面積99,992㎡。

金額、年間319,974円となっております。

番号5から番号7については、笛木委員に調査を依頼しておりますので報告をお願い致します。

○会長(佐藤徳市君) 4番・笛木君。

○4番(笛木眞一君) 4番・笛木です。

○会長（佐藤徳市君） 4番・笛木君。

○4番（笛木眞一君） 4番・笛木です。

議案第40号、番号8について報告致します。

12月15日付けで事務局より調査依頼がありまして、12月17日に現地調査を行ってまいりました。

利用権設定等の農地につきましては、継続の賃貸借契約であり記載のとおり確認しております。

貸主の[]さんは、相手側の希望により農地を貸付するものです。

借主の[]さんは、農地を借受け粗飼料の確保を図るということでした。

この賃貸借契約については、借受者は認定農業者であり、農用地のすべてについて耕作を行い、常時農作業に従事すると認められます。

従って、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たし、適格であると判断いたしました。

詳細につきましては、事務局説明のとおりです。

以上で報告終わります。

○会長（佐藤徳市君） 以上をもって事務局の説明、並びに現地調査にあたられました4番・笛木君の報告を終わります。

これより本件に対する質疑を行います。

ご質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご質疑ないものと認めます。

これより本件については採決致します。

原案可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○会長（佐藤徳市君） ご異議ないものと認めます。

よって、番号8については原案可決されました。

以上をもって、議案第40号、内容8件は原案可決されました。

◎閉議の宣告

○会長（佐藤徳市君） これをもちまして、第7回標茶町農業委員会総会に付議されました案件の審議は、全部終了致しました。

◎閉会の宣告

○会長（佐藤徳市君） 第7回標茶町農業委員会総会を閉会致します。

（午前10時56分閉会）